

## 審査の結果の要旨

氏名 宋 珍 和

本論文は東京 23 区すべてを事例として、景観管理システムのあり方および運用実態の詳細な調査分析を通して、景観管理政策の意義と手法を総合的に検証し、その望ましい姿へ向けての提言を行うことを目的としている。

論文は研究の背景・目的および展開方法を述べた第 1 部と、日本における景観管理システムのこれまでの発展を概観した第 2 部、そして景観管理システムの実際を 23 区を事例として比較検討を行った第 3 部とから成っている。

第 1 部は導入部である。第 2 部はさらに日本における景観の保全と整備とに関する意識がどのように生まれ、現在に至っているかという歴史的発展過程を明らかにした第 2 章と 23 区の景観管理政策に大きな影響を与えてきた東京十景観管理システムおよび他の都市計画上の景観関連の主要施策の展開を跡づける第 3 章とから成っている。

本論文の中心となる第 3 部では、まず、第 4 章において、景観管理システムとして独立した景観条例を有している文京・千代田・北・江東・世田谷・新宿・台東・豊島の 8 区を取り上げ、それぞれの景観管理システムの特徴を相互に比較し、地形や歴史などをもとに各区の特性に合わせた景観管理のシステムの評価と問題点の指摘を行っている。

とりわけ、景観条例による規制の内容や目的は類似しているものの、各区における運用実態に大きな隔たりがあり、細かな規制手段の用い方や開発圧力の大きさなどがその要因としてあることを考察している。

続く第 3 部第 5 章においては、景観条例をもたないため従来は景観行政に熱心でないとして調査分析の対象となりにくかったその他の 15 区を対象として分析を行っている。これらの区を地区計画を中心に景観施策を展開している区(足立・中央・目黒・太田)、区民参加によるソフト施策を中心に景観施策を展開している区(荒川・港・中野・杉並・墨田)、両者の混合施策を実施している区(板橋・練馬)、特定地域に施策を集中させている区(江戸川・葛飾)、その他の区(渋谷・品川)という 5 分類を行い、それぞれに分析を行うとともに相互の行政スタイル間の比較を行っている。

特に地区計画主体の施策を展開している区は大規模開発など、景観上の大きな変化が予測される区が多く、対象地に対しては詳細なアプローチをしているものの、区全体に対する景観管理上の将来像を描くということに関しては不十分である。一方、区民主体のまちづくりによって景観施策を実施していくことを計画している区では、住民参加の格段内において多様な意識付けのプログラムが用意されている場合が多く、景観はその活動の一部

として役割を果たしているという位置づけにあることがわかった。

また、特定地区に限定した景観管理システムを実施している区においては、ガイドラインや事前協議の仕組み等、景観条例の枠組みとは多くが類似しているものの、行政の施策が区にとってシンボリックな目玉地区に集中する傾向がある。部分を優先し、全体像は部分の蓄積の上に次第に広がっていくという方法論は、景観計画策定による全体像の把握を推奨している景観法の仕組みと対照的である。

全般に第 5 章で扱われている区においては、景観と他の施策とが融合的に実施されている点をもっとも大きく異なっており、たとえば居住環境整備のような総合施策としてより高次の概念の中に現行の景観管理システムを位置づけ、説明していかなければならない。

以上、本論文は、従来悉皆的に調査することがなされなかった 23 区すべてについて景観管理システムとその異同を明らかにすることによって、各地方自治体の個性や事情に応じた複数の奥行きのある景観管理施策が実施可能であり、現に 23 区では様々に実施されていることを実証的に明らかにしている。さらに景観管理施策がよりおおきな行政目標の中に効果的に位置づけられることが効果的であるといった戦略を示唆している。これらの分析を通じて、総合的な政策目標とそこでの景観管理施策の今後の可能性を示し、各自治体の今後の景観施策の方向性についてきわめて有効な提言を行っているものとして高く評価することができる。

よって本論文は博士（工学）の学位申請論文として合格と認められる。